

# 令和2年度 総合評価落札方式の一部改訂について

(港湾空港関係：業務)

## 令和 2年 7月 北陸地方整備局 港湾空港部

### 【適用時期】

○本資料に関する見直しは、**令和2年7月1日以降に公告(告示)する案件より適用**します。

### 【留意事項】

- 本資料は、北陸地方整備局港湾空港部ホームページ(<http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/>) 入札・契約情報に掲載しております。
- 個別案件毎の詳細は、入札説明書をご確認下さい。
- 問い合わせ窓口：北陸地方整備局 港湾空港部 品質確保室(☎025-370-6607)

# (業務) 目次

1. 港湾海洋調査士等の評価見直し（変更）
2. 成績評定点の評価対象範囲拡大（変更）
3. 過年度業務資料のデジタル情報での提示（新規）
4. 災害対策関係功労者表彰の評価（新規）

# 1. 港湾海洋調査士等の評価見直しについて（変更） 1/3

- ・業務内容に応じて、**港湾海洋調査士等の業務に特化した資格を技術士と同等**に評価する。
- ・最高点評価は、「1位資格（技術士等）」+「当該業務に特化した資格」の両方保有している場合とする。
- ・次点評価は、「1位資格（技術士等）」若しくは「当該業務に特化した資格」のどちらかを保有している場合とする。

## ○現行

「資格要件」

【「当該業務に特化した資格※①」に

該当する業務の場合】

技術者資格について、下記の順位で評価する。

1位 技術士

2位 A P E Cエンジニア

土木学会特別上級土木技術者

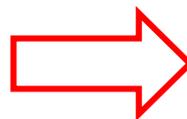
上級土木技術者

1級土木技術者

R C C M

上記資格に加え、当該業務に特化した資格を保有している場合に加点（1点）する。

※①「当該業務に特化した資格」は、「国土交通省登録技術者資格」のうちから業務内容に応じて設定する。



## ○見直し

「資格要件」

【「当該業務に特化した資格※①」に

該当する業務の場合】

技術者資格について、下記の順位で評価する。

1位 「技術士」及び「当該業務に特化した資格」を保有

2位 「技術士」または「当該業務に特化した資格」を保有

3位 A P E Cエンジニア

土木学会特別上級土木技術者

上級土木技術者

1級土木技術者

R C C M

※①「当該業務に特化した資格」は、「国土交通省登録技術者資格」のうちから業務内容に応じて設定する。

# 1. 港湾海洋調査士等の評価見直しについて（変更） 2/3

※「当該業務に特化した資格」は、「国土交通省登録技術者資格」のうちから業務内容に応じて設定する。

当該業務に特化した資格			
	施設分野	業務名	資格名
1	港湾施設	維持管理計画策定業務、 点検・診断、設計	海洋・港湾構造物維持管理士
2	港湾施設	設計及び維持補修設計	海洋・港湾構造物設計士
3	港湾	深浅測量・水路測量	水路測量技術 1級(沿岸) 水路測量技術 1級(港湾)
4	港湾	深浅測量	港湾海洋調査士(深浅測量)
5	港湾	磁気探査・潜水探査	港湾海洋調査士(危険物探査)
6	港湾	気象・海象調査	港湾海洋調査士(気象・海象調査)
7	港湾	地質・土質調査	港湾海洋調査士(土質・地質調査)
8	港湾	海洋環境調査	港湾海洋調査士(環境調査)

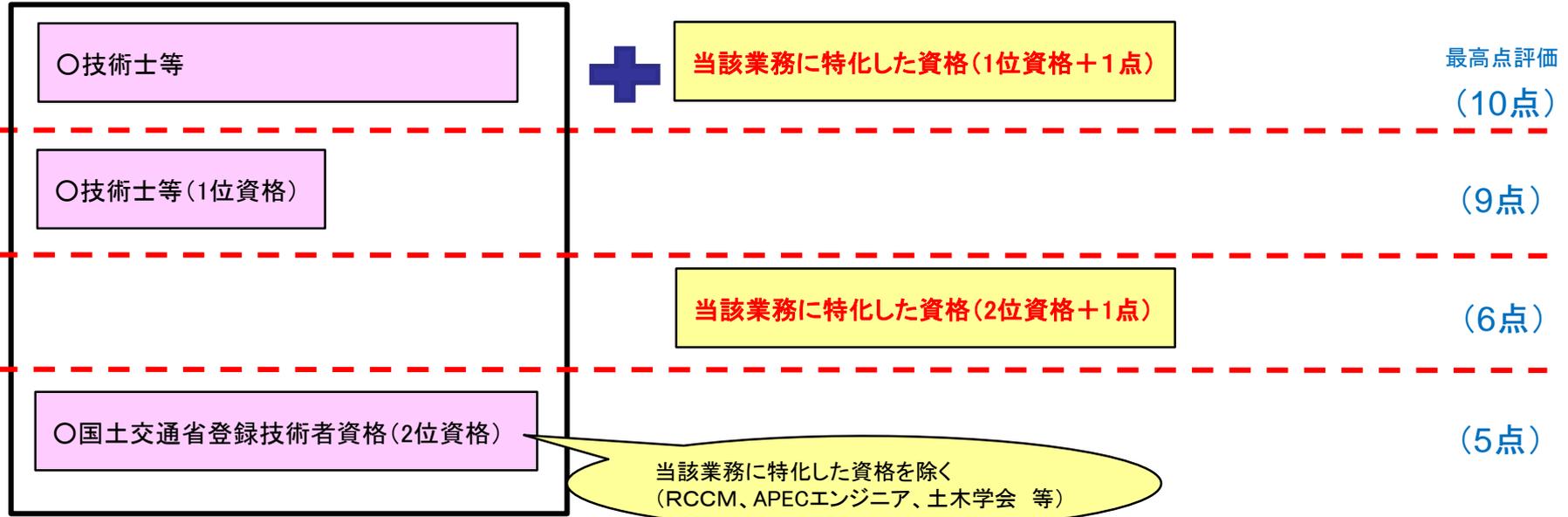
# 1. 港湾海洋調査士等の評価見直しについて (変更) 3/3

幅広い範囲の業務をカバーする資格

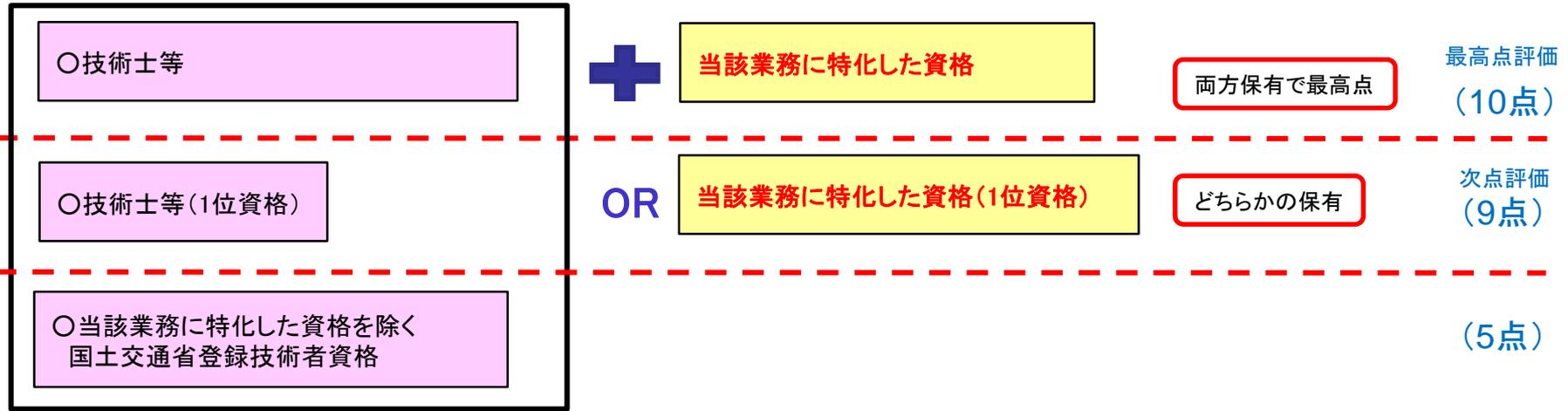
当該業務に特化した資格

○現行

※配点例



○見直し



# 2. 成績評定点の評価対象範囲の拡大について（変更）

- ・企業、予定管理技術者の平均業務成績の対象範囲について、「全地方整備局、**国土技術政策総合研究所**及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）」の発注業務に拡大する。
- ・なお、今回の拡大により、**国土技術政策総合研究所**の業務実績のみの技術者にも業務成績評価点での加点が見込まれることとなり、競争参加者として配置できる技術者が増えることにより、競争性の確保・拡大に繋がることが期待できる。

### ○現行（技術者の場合）

過去4年間に完了した

「全地方整備局及び沖縄総合事務局（ともに港湾空港関係）」の発注業務の「建設コンサルタント等（又は測量・調査）」の技術者の平均評価点を下記の順位で評価する。

なお、管理技術者として従事した業務のみを対象とするが、管理技術者の実績がない場合は、担当技術者の実績で評価する。

- ① 80点以上
- ② 78点以上80点未満    ⑥ 70点以上72点未満
- ③ 76点以上78点未満    ⑦ 68点以上70点未満
- ④ 74点以上76点未満    ⑧ 65点以上68点未満
- ⑤ 72点以上74点未満    ⑨ 60点以上65点未満
- 60点未満は欠格

### ○見直し（技術者の場合）

過去4年間に完了した

「全地方整備局、**国土技術政策総合研究所**及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）」の発注業務の「建設コンサルタント等（又は測量・調査）」の技術者の平均評価点を下記の順位で評価する。

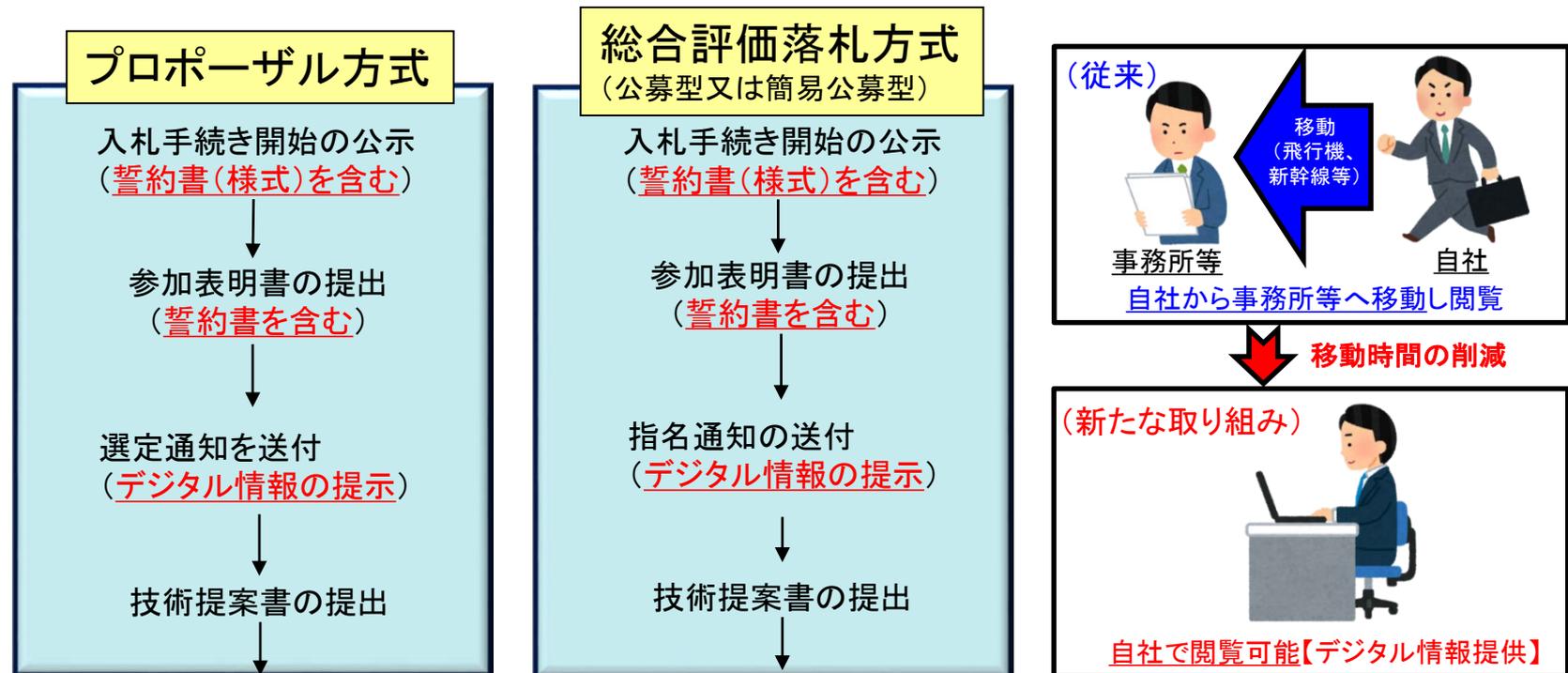
なお、管理技術者として従事した業務のみを対象とするが、管理技術者の実績がない場合は、担当技術者の実績で評価する。

- ① 80点以上
- ② 78点以上80点未満    ⑥ 70点以上72点未満
- ③ 76点以上78点未満    ⑦ 68点以上70点未満
- ④ 74点以上76点未満    ⑧ 65点以上68点未満
- ⑤ 72点以上74点未満    ⑨ 60点以上65点未満
- 60点未満は欠格

### 3. 過年度関連業務資料のデジタル情報での提示について（新規）

- 入札手続き作業の負担軽減及び効率化を図るため、過年度の関連業務資料をデジタル情報で提示する。
- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の公募型又は簡易公募型を対象とし、入札手続き開始の公示時に参加表明書申請の様式に含めて誓約書（様式）を配布し、参加表明書提出の際に各様式と併せて提出して頂き、選定者又は指名者に限定してデジタル情報を提示する。
- デジタル情報については、印刷不可にするとともにパスワードを設定する。

#### 【手続きイメージ】



## 4. 災害対策関係功労者表彰の評価（新規）

- 北陸地方整備局長からの災害対策関係功労者表彰を優良業務表彰と同水準の価値であるものとして、評価の対象とする。
- 近年、全国各地で発生している激甚災害レベルの地震、台風、豪雨被害を受け、「企業の経験及び能力」として災害時の活動実績に伴う表彰に重みをつけることが、今後同様な対応を求めた場合に、企業の業務の履行体制及び成果品の品質向上に期待できる。
- 優良業務表彰（局長）と災害対策関係功労者表彰（局長）は同じ加算点とするが、重複して評価しない。
- 評価対象は、北陸地方整備局港湾空港部との協定、または要請に基づく災害対応活動により、表彰を受けたものを対象に加点する。

### 災害対策関係功労者表彰の有無による加点評価(例)

指名段階	参加表明者	資格・実績	技術部門登録	5
			同種又は類似業務等の実績内容	5
			災害協定に基づく活動実績	5
		成績・表彰	過去4年間の業務成績	30
			過去2年間の優良業務表彰(①局長表彰 ②事務所長表彰)	① 5
			過去2年間の災害対策関係功労者表彰(港湾空港関係)も局長表彰と同じ加算点	② 3
	予定技術者	資格・実績	技術者資格	5
			同種又は類似業務等の実績内容	5
			地域精通度 (当該事務所周辺での受注実績)	5
		成績・表彰	過去4年間の業務成績	30
過去4年間の業務表彰			① 5	
①局長表彰 ②事務所長表彰			② 3	